株式併合につき通知公告

当社は、株式四株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年八月三十日であり、同日における発行可能株式総数は二万株となります。

平成二十七年七月二十七日

山形県最上郡大蔵村大字南山四九六番地

株式会社六助

代表取締役　村井　皓一

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式七百二十一万七千六百五十六株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年七月二十七日

愛知県岡崎市康生通西二丁目二〇番地二

中央ビル株式会社

代表取締役　麦島　善廣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山榮一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三階アースタックス税理士法人内

EPD　INVESTMENTS　HOLDING　PTE.　LTD.

日本における代表者　横山榮一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福岡武彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十七日

東京都千代田区一番町一四番地グランドヒルズ一番町八〇三号

CB&I　UK　Limited

日本における代表者　福岡　武彦

限定承認公告

本籍東京都品川区南大井六丁目二〇九六番地、最後の住所東京都青梅市河辺町一丁目八一三番地の四アルシオン河辺九〇二号

被相続人　亡　金子友三郎

右被相続人は平成二十六年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十七日

東京都品川区南大井六丁目三番一二号金子ビル四F　相続財産管理人　大橋　房江

合併公告及び新設分割公告

甲及び乙は合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、前記合併の効力が生じることを条件として、甲は、新設分割により新設する合同会社セラマジィ（住所東京都港区北青山三丁目六番一六号）に対して甲の衣裳事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この合併及び会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十七日

掲載頁　七十七頁（号外第一六二号）

平成二十七年七月二十七日

東京都港区北青山三丁目六番一六号

（甲）株式会社クリスタルインターナショナル

代表取締役　田村　龍也

東京都港区北青山三丁目六番一六号

（乙）合同会社ベルトゥールインターナショナル

代表社員　株式会社クリスタルインターナショナル

職務執行者　田村　龍也

事業譲受け公告

当連合会は、平成二十七年七月十五日開催の第四回理事会において遊子漁業協同組合（住所愛媛県宇和島市遊子二五四八番地）から信用事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十七日

愛媛県松山市二番町四丁目六番地二

愛媛県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　高取　武則

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三百三十六億九千三百円減少し、金九十二億二十四万三千四百円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年八月二十八日であり、社員総会の決議は平成二十七年七月十六日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年五月二十日付官報の号外第百十二号五十三頁に記載されています。

平成二十七年七月二十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

豊洲3の1特定目的会社

取締役　中村　里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一一〇条に基づき優先資本金の額を金三億七千三百六十五万円減少し、金七十億五千二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年七月十六日付官報の号外第一六〇号五十六頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

東静岡15街区デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

訂正公告

平成二十七年七月三日（号外第一五〇号）掲載の第五十一期決算公告（枠組）中、「〔うち当連結利益〕」とあるは「〔うち当連結利益〕」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二十七日

三重県伊賀市西明寺二二八四番地の一七

安永運輸株式会社

代表取締役社長　吉住　和彦

正

ページ	段	行	誤	正
三九	下	終りから二	「22」を「27」に改める	「22（単位　円毎キロワット毎時）」を「27（単位　円毎キロワット毎時）」に改める
四〇	〃	二〇	様式により製品様式により、製品本体	様式により、製品本体

四〇ページ下段終りから九行目と八行目の間に次の一行を加える。

14－2　適守事項

四一ページ上段九行目と一〇行目の間に次の一行を加える。

15－2　適守事項

四一ページ上段二二行目から二三行目までは次のとおりの誤り。

16－1中「当該ＤＶＤレコーダーの年間の目安電気料金を表示することとする。」を「当該ＤＶＤレコーダーに関する次の事項を表示することとする。」に改め、「適用しない。」の次に次のように加える。

四一ページ上段二六行目と二七行目の間に次の一行を加える。

16－2　適守事項

平成二十七年五月二十五日（号外第百十五号）国土交通省告示第六百七十号（建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準）

（原稿誤り）

二	下	一五	一五とする	とし、第八号を第七号とする

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十三日付特第二一号
同日付政府調達第一三九号

三二ページ●同月二十七日付第一六八号六四ページ●二四ページ●五月二十日付参会第一九号二四ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）